

懲 戒 処 分 書

事務所 福岡県飯塚市立岩1605番地13

職・氏名 土地家屋調査士 松生公一

生年月日 昭和 [] 年 [] 月 [] 日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

土地家屋調査士法第42条第2号の規定により、平成28年12月20日から業務停止3週間に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 被処分者は、[] 頃、不動産会社から、[] [] [] の建物（以下「本件建物」という。）が現存しないとして、本件建物の滅失登記の申請（以下「本件登記申請」という。）の依頼を受けたが、本件建物は、実際には同所[] [] 及び [] [] に現存する建物であった。
- 2 ところが、被処分者は、以前から面識があった工事人（以下「工事人」という。）に所有権登記名義人からの委任状の取得及び建物滅失証明書の作成を全て任せ、工事人が任意の印鑑を用いて作成した委任状を信用した結果、本件建物の所有権登記名義人である [] （以下「[] 氏」という。）が [] に死亡し、また、本件建物が現存している事実を看過した。
- 3 また、被処分者は、[] の現地調査の際、立会いを求めた [] 氏の相続人である [] （以下「[] 氏」という。）を [] 氏と誤認し、真正な所有権登記名義人の本人確認及び登記申請意思確認を怠るとともに、[] 氏から「以前は、[] [] に何らかの建物があったようだ。」との証言に基づき本件建物が滅失していると判断し、周辺地域の建物の調査を怠った。



- 4 さらに、被処分者は、工事人が作成した建物滅失証明書を信用し、本件登記申請に添付された [] 付け不動産調査報告書の「04申請人及び利害関係人」欄に「依頼時、電話にて申請意思確認」と、「09所有に係る資料」欄に「建物工事解体確認と解体代金支払いの確認」と、「15建物の滅失に関する情報」欄に「資料不足の為に平成年月日不詳取毀と認定」及び「申請建物については現在、取毀されて同敷地は駐車場となっている。」と虚偽の記載をした。
- 5 以上のとおり、被処分者は、真正な所有権登記名義人の本人確認及び登記申請意思確認を怠り、また、本件建物が現存しているにもかかわらず、 [] に [] 受付第 [] 号をもって滅失登記の申請をし、当該登記を完了させたものである。

第2 処分の理由

- 1 以上の事実は、当局及び福岡県土地家屋調査士会の調査から明らかである。

土地家屋調査士は、その使命及び職責を自覚し、土地家屋調査士法はもとより、法令は全てこれを遵守しなければならないところ、被処分者の行為は、国民の権利の保護に寄与すべき責務を有する土地家屋調査士としての自覚を欠き、土地家屋調査士に対する国民の信頼を大きく失墜させ、土地家屋調査士の品位を害するものであって、法第2条（職責）、同第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同第24条（会則の遵守義務）、会則第87条（品位の保持等）、同第88条（会則の遵守義務）、同第92条（業務の取扱い）の各規定に違反するものである。

- 2 しかしながら、被処分者は、本件事案の発覚後、本件登記に係る関係者に謝罪し、本件建物の滅失回復登記を速やかに行うなどの是正措置を講じており、被害及び信頼の回復に努めている。

また、本件事案は、被処分者が、工事人や所有権登記名義人の相続人からの誤った証言をうのみにし、十分な現地調査を行わなかったものであるが、意図的に虚偽の登記申請をしたとまでは認められない。

さらに、被処分者は、当局の調査に協力し、本件非違行為の事実を素直に認めるとともに、反省の弁を述べるなど、悔しゅんの情がうかがえる。

よって、これら一切の事情を考慮し、主文のとおり処分する。

- 3 この処分に対して不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内又は当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成28年12月19日

福岡法務局長

[Redacted signature box]

